

議会改革推進特別委員長報告

令和元年12月18日

議会改革推進特別委員会は、議長の諮問により平成28年6月定例会において、8人の委員をもって設置されました。二元代表制の一翼を担う存在として、市民に信頼され、市民の負託に応え得る議会の確立に向け、議会基本条例の検証後の課題や新たな項目の検討も合わせ、更なる議会改革を推進するため、これまで、38回の委員会を開催し、2回の間接報告を行ってまいりました。

議会改革の取組では、平成27年度に課題となっていた議会基本条例の検証において各条文の達成度の評価が低い項目の中から取り組み、自由討議と議会図書室の充実、予算決算常任委員会のあり方等について協議・検討を行いました。

自由討議については、テーマや論点などを整理する必要があるため要領の作成に取り組み三次市議会自由討議実施要領を作成し、議員相互間の自由な討議を重んじながら、議員間の理解を深め、議論の経過を市民に説明できることと、あわせて議員が議論を交わすことで資質を高め、委員会や議会の活性化に繋げることを目的に、積極的に実施していくべきものとししました。

議会図書室の充実については、三次市立図書館の協力を得て、議会図書室に1か月50冊程度貸出しをいただき、議員の必要とする資料を検索・提供・回答をするレファレンス機能も持った規則を定め平成29年4月から利用を開始しています。

予算決算常任委員会のあり方については、予算決算審査資料の充実を図るため、これまで口頭説明で行われていた事業目的・内容、事業費の積算根拠、財源の内訳などを明文化し説明資料として提供されることで、審査機能の充実・強化が図られるものとししました。

次に、議員定数の見直しでは、適正な議員定数について、議会基本条例の議会のあるべき姿や使命・活動原則に基づき、常任委員会の活性化、人口規模や人口推計、面積や産業構造、近隣自治体や全国の類似団体の状況、財政規模、合併後の状況などについて審査しました。

審査の過程で出された主な意見として、「議会活動を活発にするためには、議員の資質を高め、市民の声を議会に反映させる必要がある。」また、「総務、教

育民生，産業建設の三つの常任委員会が審査の充実や活性化を図り，委員会を機能させるためには現在の定数を維持したほうがいい。」という意見でありました。

一方，「本市の人口や財政規模，類似団体の議員定数削減の状況を考えると，委員会が機能する最低限必要な人数まで削減してもいい。」との意見もあり，審査の結果，「現状維持の24人とする。」意見と「22人に削減する。」意見の二案に分かれ，ともにもっともな理由があり，最終的に一つの意見を総意とする結論には至りませんでした。

次に，議員報酬については，「議員報酬だけを捉えて考えると難しく，議員定数と議論するのがいいのではないか。」，「議員報酬等は報酬審議会へ市長からの提案が必要である。」，「報酬を見直す根拠を示さないと提案には至らない。」，「先進自治体が行っている原価方式を調査・研究してはどうか。」などの意見はありましたが，結論には至らず今後の課題とすることとしました。

また，今年度の取組として議会活性化と機能強化の面から通年議会について取り組みました。通年議会については，これまでの議会改革推進特別委員会でも議論され，平成26年には「三次市議会では通年議会は当面見送る。」との判断をされましたが，改めて通年議会を議論することとして，愛知県豊明市での行政視察では，メリットとして，「議長の権限で会期中は会議を行うことができる。」，「常任委員会の開催が柔軟に対応でき，迅速な審査を行うことで議会の政策立案，監視機能強化が図られ，また，専決処分も少なくなる。」ことなどがありました。

デメリットとしては，「緊急議会の予定が立たないため，日程調整等が困難となることなどがある。」，この度の視察から，通年議会は，運用の仕方では議会の権限や機能強化を図ることができるが，通年議会という仕組みだけを取り入れただけでは現状の三次市議会と変わらないため，三次市議会では，議員間の議論を深めて通年議会の運用が可能かどうかを協議していくことが必要であると感じました。

その後，委員会で具体的な通年議会の検討項目を協議し，三次市議会では通年議会を導入する場合の想定として，条例で定例会を1回と改正するパターンを選択することや専決処分，一時不再議等19項目について委員会での検討結果を踏まえて，通年議会の議論を拡大することなどについて議長へ報告を行いました。

議長は，今期は今年度が最終年度で，通年議会を調査・研究することはこれか

らも必要で、導入については時期的なこともあるので改選後の議会へ検討項目として引き継ぐことを判断され、12月6日に開催した全員協議会において、自由討議により通年議会について議論し「議員活動を自由に質の高いものとするためにも通年議会は必要である。」、「執行部の意見も尊重しなければならないし、市民の理解も必要である。」、「執行部には、通年議会を前向きに考えて、メリットについて研究してもらいたい。」など通年議会を推進する意見が出されました。12月16日に正副議長と議会運営委員長とともに市長へ通年議会の取組について説明し、執行部においても通年議会に関する調査・研究に取り組まれることを申し入れたところであります。

最後に、議会基本条例の第20条に、「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、一般選挙を経た任期中に検証を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とあり、本委員会で改正の必要性について協議した結果、17条の議会事務局体制の整備の条文の一部を変更することを検討いたしましたが、解説を変更することで対応可能ということとなり、この度は改正しないこととしました。

以上が、この4年間で議会改革推進特別委員会において議論し審査した主な項目で、その他の項目として、政策評価・立案及び委員会の活性化や記者会見の実施などを審議いたしましたが、議会改革の取組は日々進化し、終わることなく続けていかなければならないものであります。

今後は、議会運営委員会での議会改革が推進されるよう期待し、議会改革推進特別委員長としての最終報告といたします。